

## 時効の利益の放棄 管業 H27-10-2 《#469》

【問】 正誤をつけよ。

マンションの区分所有者全員が、「管理費債務の消滅時効の主張はしない」旨の文書をあらかじめ管理組合に提出している場合、各区分所有者は時効を主張することができない。

【答え】 誤り

《ポイント》 時効の利益の放棄

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。（民法 146 条）

⇒ 時効の完成後に放棄することは、有効

《補講》

時効の利益を放棄した後は、その時効の効果を援用することが許されないが、放棄後新たに時効期間が完成猶予・更新なしに経過した場合には新たな時効が完成する。